

◆令和5年度第1回男女共同参画審議会 議事録

(1)「第5次山梨県男女共同参画計画」における令和4年度施策の実施状況について

(議長) それでは次第に従い進めて参りたい。昨年度が計画の初年度であった「第5次山梨県男女共同参画計画」における令和4年度の施策の実施状況について事務局から説明をお願いします

(事務局説明)

(議長) 事務局の説明があつたがご意見は。

(委員) 大きな問題として、令和4年度の実績・結果を踏まえ、令和5年度はどうしていくのかという点は、どこか別途話し合いをしていく機会があるのか伺いたい。大きな労力を費やし努力していることはわかるが、やはり、どういうアプローチだったのかなど、いろいろな疑問が出てくる。いろいろな立場の方が疑問を出せる訳ですから、どこかで総括しつつ次の年度へ、としていくべきであると考え。その機会について伺いたい。

二つ目の質問は「管理職になりたい女性職員が少ない」ということだが、それは、単純に「女性が管理職に就きたくない」ということではなくて、仕事と家庭の両立の困難度が高まっているのであれば、いかに、家庭で男性が、家事・育児や介護を担うかということが問題になるわけで、その啓発以外に、どんな形で男性にリーチをかけていくのかということが問われると思う。

男性自身も責められているという形ではなくて、いろんなことに気がつきながら少しずつ自分の生活を良くしていけるような柔軟い仕組み作り、対話的に参加できる機会が必要ではないかと思うが、そういったことは計画の中でどのようにしていくのか、ということが二つ目の質問。

それから三つ目に、成果目標6ですが、母数が変わると県の審議会等の女性登用割合が低くなる、ということは確かだが、人材不足との話もあるとおっしゃっていたので、登用率をどうやって上げていくか。なかなかそこが実質難しいことと思う。そのあたりの見積もりというか、どうしていくのか伺いたい。

それから県の男性職員の育児休業取得の目標を100%にするということが、随分報道された。当該男性の周りの上司・同僚に手当やポイントといった形でインセンティブをつけるというような案が報道されていたと思うが、女性たちが育児休業を取るときにも同じように周りの方に負担がかかるのに、その点は、どうなってしまうのかということが気になっているがいかがか。

(事務局) まず一つ目として、事業執行状況について、発言できる機会があるかどうかというご質問だが、今回の集計結果について、審議会で様々にご意見いただく中で、施策に反映できるものはしていきたいと。そしてPDCAサイクルをまわしていくと考えている。

2番目に、4ページの「管理職になりたい女性職員」の全職員に占める割合のところでの、男性に向けて柔らかいリーチというのが重要ではないかというご意見について。この結果については、所管の人事課とコミュニケーションをとっており、もう少ししっかりとした分析や対応案を今求めているところ。委員の仰ることについても、再度人事課にお伝えしたいと考える。

3番目として、6ページの審議会の女性の登用率について。登用率をどのように上げていくのかということだが、やはり6番の目標も、先ほどの農業のところ、8ページの成果目標もそうだが、これは、女性を今まさに団体に育てている、と伺っており、例えば農業委員であれば、そこで啓発に努めている。あとは女性が活躍できるような素地を作って女性を育成してもらえるように、それぞれの団体に求めていきたいと考えている。

最後に、成果目標の8、男性職員の割合について、報道によると男性が育休を取るときだけメリットがあるようだが、女性の育休取得についてはどうなのか、というご質問。制度の詳細について、本日は手元にお答えできる資料がないため、人事課、関係部局等に問い合わせする。

(委員) 今日のここでの審議が、令和5年度の事業内容・施策にも反映させられるようなイメージだと受け取って良いか。

(事務局) 審議会の皆様のご意見、また、様々な県民の方々のご意見等もあると思う。いろいろな声を拾いながら、施策に反映できるものは反映していく。そう努めて参りたいと考えているところ。

(委員) 成果目標3のところは、日本中の男性たちにどのようにアプローチをかけるのかという大事なポイントだと思うので、特に意見、質問させていただいた。

(委員) 1点だけお願いがある。資料1-3。7ページの「経営者管理者意識促進」について。私どもでもセミナーや講習会をしているところ。経営者の理解は大手企業では進んでいるが中小企業ではまだまだであると感じる。幾らマスコミで報道されていても理解が行き渡らない。パンフレットの配布など様々な取り組みをしているが、まだ認知度が低いと感じる。団体としても県と連携し情報交換しながら対応していきたい。

先ほどの質問にもあった女性の管理職増についてだが、特に中小企業の中でも小規模な企業の管理職にはまだまだ「昭和」世代の方も多く、認識されていない。こちらにつ

いても県と連携しながらセミナーや研修会をしていきたいと思っている。

(事務局) 中小企業家同友会女性部の例会などの機会にも、チラシを持って交流に伺ったところでもある。ぜひ引き続きよろしくお願ひしたい。

(委員) 資料1-3の6ページに掲載されており資料としても配布されたLGBTQ+に関するパンフレット、資料を見て、若い人たちがここに相談するか、ということを考える。

今の若い人たちは電話が苦手で、最近ではラインでの相談などを行っている。媒体はいろいろあるが、若い人たちが手軽に情報を得るためには、私はインスタグラムがいいと思う。例えば県のアカウントを作成し日頃から情報を発信し、イベント告知をすることで、若い人の目に届きやすいと思う。インスタのダイレクトメールを使って直接相談できる仕組みを整えたら、中高生から30代前半ぐらいまでの方々にとっては敷居が非常に低くなる。相談しやすいと思う。インスタのコメントは誰でも読めてしまうが、インスタのダイレクトメールであれば直接自分の思いを告げることができる。

相手の年齢に合わせてSNS媒体を選ぶなど、もう少し深く掘り下げ、時代・世代に合ったアプローチをすることが必要だと思う。

(事務局) 委員のおっしゃる通りである。若い人たちが手に届くような情報源や発信方法についてさらに工夫していきたいと考えている。すぐにできるかどうかはわからないが、今後の検討課題として承りたい。

(委員) いろいろなところで、本気で県がやるということを知らしめているので、その本気が見えるような形にしないと若い人たちには響かない。実際に悩んでいる人たちが電話で相談するとは思えないので、世代に合った発信の仕方をしないと違うかなということになる。本当に真剣にやっていくのならば、そうしたところを提示していただきたいと思う。

(委員) 大変幅広く男女共同参画施策がとられており、いろいろやられるので大変なご苦労があるのではと想像しながら聞いていたところ。質問というよりは、今後の先に進めるための意見として受けとめていただきたい。

冒頭、委員から指摘があった成果目標3についてだが、「コロナ禍対応で各職員の業務負担が増加した」という理由だとすると、男性も管理職にはなりたくないのではないかと受けとめた。管理職になりたい女性職員がどれぐらいの割合かということデータを示すならば、男性との比較をぜひ一緒にお示しいただくとより理解が深まると思ったことが1点。

成果目標3は、これは基本目標1とも考えられるところで、「管理職になりたい女性職員の割合」というのは、「なりたいたと思わせない職場」になってしまっているという風に捉えれば、どちらかといえば基本目標2に関わることではないかと思う。

従ってこの目標の位置付けについては、「女性管理職の割合がどれぐらいか」、女性管理職に占める割合の目標値が、例えば30%、40%などと設定をされているのであれば、基本目標2というようにわかりやすく受けとめられるが、「なりたいた女性職員」の占める割合というのが、目標としてどういう意味を持つのか、検討が必要かと感じたところ。

続けて成果目標に関わってだが、小中高と学校が上がっていくにつれて女性教員比率は減っていく。つまり小学校が一番女性教員が多い。しかしながら、目標値を見ると小中が15%で高校と特別支援が20%に設定されている。割合で考えれば、本来女性教員が多い小学校の目標値は、もう少し高めに設定されている必要があるのではないかと思う。高校教員の女性比率は小・中学校に比べたら少ないので、これはどういうことかと疑問。ご検討いただきたいと考える。

3点目はDV・性暴力防止関連事業の実施状況に関わって、加害予防が少し手薄になっていないかを感じる。被害予防や若年層に対する啓発は大変丁寧に行われているが、加害者、多く加害者となり得る男性への啓発が必要と感じた。

なお、質問という形をとっていないのでお答えいただく必要はない。

(2)「第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」における令和4年度施策の実施状況について

(議長) 続いて、「第4次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の令和4年度の施策の実施状況について事務局から説明を願う。

(事務局説明)

(議長) 事務局の説明があったがご意見は。

(委員) DV相談を受ける際に思うことが一つある。DVというのは、法律上、明確に離婚原因には掲げられてはいないと思う。簡単に言うと、婚姻を継続しがたい重大な事情に当たるかどうかという判断をしていくことになるが、その中で、例えばモラルハラスメントや経済的なものなどもDVのひとつであることを、社会に浸透させていただくことはもう絶対必要なことである。

ただ、確かに一般的に社会全体から見て、「これはよくないことだ」ということが必ずしも離婚原因として認められるものはないという点も、ご理解いただきたい。日本の裁判所は残念ながらDVに関する慰謝料は非常に低い。一般的に起こりうる事案であれ

ば数十万円ということもある。DVに当たるから、それをもってすぐに離婚ができるということではない。また、離婚ができたとしてもすぐに慰謝料が発生する形にはならない。つまり段階的なものがあるということはこの場を借りて説明させていただきたい。

もう一つ、「デートDV」について現場の声をお話すると、なかなか解決は難しい。結婚している夫婦間のDVであれば、離婚を選択することで一応ゴールがある。デートDVには若年の方も結構多く、殴られたら傷害で被害届を出し、その加害者が処分を受ければそれで終わるのか、というところではない。すごく解決が難しいからこそ、皆さんには防止のための活動を積極的にしていただきたい。法律的な問題解決はなかなか難しいところ。各種無料相談があるのでぜひお気軽に相談いただきたい。

(委員) 数値目標の1と2に関わってお願いしたい。若年層へのDV出前講座が増えたということとはとても啓発が進んでいるということ。しかし受講している子どもたちの割合は非常に少ないのではないかと思う。

デートDVには、大変難しい問題がある。大人が注意した結果、水面下で付き合いが続き、さらにひどい状況になる。未然防止とよく言われるが、すでにデートDVは発生しており悪化もしている。再発もする。子どもたちは非常に困難な状況にあり、デートDVも含め「暴力とは何か」ということを理解するには、人権教育が進まない限りは、なかなか難しいと思う。今回、人権教育を行っている、という結果であるが、どの程度行われているのか数字を出して欲しい。性犯罪性暴力防止の強化方針が2020年に出され、その中で文科省は「いのちの安全教育」を全国すべての学校で実施するという方針を出している。しかし山梨県でどのぐらい実践されているかという数値を私は見ていない。きちんとそれを出していただきたいと思う。

「いのちの安全教育」の中身は、中学高校は「デートDV予防」、小学生は「プライベートゾーン」について、そして、「SNSからの危険から自分を守る」ということになっている。保育園の子どもたちにも教えることになっているし、卒業した後の若者にも、大学生にも、ということで教材が出ています。指導の手引き或いは動画まで文科省が発表している。

しかし、実際のところ、「いのちの安全教育」について知っている教員はあまりいないのが実態。一度も「いのちの安全教育」について聞いたことがなかった、という教諭もたくさんいた。ぜひ「いのちの安全教育」の実施率を今年出していただきたい。教育委員会の方はここにいないが、実施して欲しい。

それから数値目標に関わってだが、相談員とか支援員というのは非常に専門性の高い仕事をされている。またジェンダーの視点がないと支援・相談はできない。そのためには会計年度雇用やボランティアではなく、正規職員として、数値目標を立てて、専門職としての経験と見識を育成して欲しい。研修を何回受けた、ということではなく、正規の職員として、長い年月に渡り根気強い支援ができる人を配置して欲しい。

一人の人の支援には、20年30年という長い年月がかかる。相談員をきちんと専門職として位置付け、若い人を育て、さらに正規職員としての雇用を確保するという方向でこの数値目標を考えていただきたいと思います。

(事務局)

まず「いのちの安全教育」の実施について、統括官部局においては、昨年度デートDV防止啓発動画を作成し啓発を行ったところ。教育委員会には、審議会でご意見があったことを、お伝えしたい。

また、相談員については、性暴力のワンストップ支援センターについては、統括官部局で「かいさぼももこ」を運営委託しており、相談員には常勤のコーディネーターを配置。給与のほか、相談員の資質向上を図るための各種研修費なども委託に含み実施しているところ。

DVに関する相談についても、多くの問題が重なった相談に対して、それぞれの実情に合った適切な対応を行うため、引き続き相談員とその専門的な研修を促進して参りたいと考えている。

(委員) 昨年度もこの審議会でも教育委員会に包括的性教育についてお聞きしたが、私としては納得できる答えではなかった。どこがどのように何回実施したのか、きちんとした授業としてやっているのか、ということをお教えしてほしい、ということをお重ねてお願いしたい。

(委員) デートDVの予防、防止というのは、単にメッセージを子どもに届けばいいのではなくて、先ほど包括的性教育という話があったが、人権教育の問題であり、かつ、子どもたち自身が一人一人自分の考えを表現できる、子どもたちの人権が守られる状態で行われなくてはならない、包括的な性教育と結びついている。だから教員にもきちんと研修の機会がなければならぬと思う。子どもたちがきちんとお互いに話し合う体制になっているか、自分と違う意見を持っている人に対して攻撃的だと感じたりしないでいい、ということをお日々教育の中で繰り返していかないと、これは本物にはならない。そのような角度での教員の研修を考えていただきたい。

ジェンダーやデートDVの話になると、養護教諭に任せとけばいい、と考える教員がいる。そうではなくて、日々の教育にずっと浸透していることとして、例えば保育園の小さな子どもたちであれば、そのハグが、そのタッチが良い、嫌だという自分が感じたことは表明していいのだということが日常にあれば、自分や相手の身体や気持ちを守ったりできる。全部繋がっている、そういう研修が必要だと思っている。

それからもう1点。次の数値目標2の相談・研修だが、「相談員等」の中に警察なども含まれているのか。相談員の方々には研修の機会が当然必要だが、日々の業務を通じ

でブラッシュアップされている部分もある一方で、被害者が暴力を受けたときに、対応するいろいろな方々の認識不足により二次被害が発生することがある。研修の幅を広げていただきたい。

また民間の支援機関等も含めて、支援体制を充実したり、実際の現場で接しているDVの問題について、知識・経験をシェアしたりすることも大事な研修だと思う。お互いの経験をシェアしながら支援者を増やしていけるような、そういった連携であったり、研修であったりというのをイメージしていただきたい。

(事務局) 教員に対する研修が必要という点だが、先ほどご意見があった性に対する教育の件とともに、教育委員会にお伝えしたい。

相談員等の「等」に警察も含めているかということだが、令和4年度は相談員のみであったが、過去には警察の方々も含めた研修もあったと承知している。

また、経験もシェアした研修のあり方については更に検討して、工夫していきたいとは考えている。

(3)「第5次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定について

(議長) 次の議題は、「第5次山梨県配偶者からの暴力の防止計画」策定について。昨年2月の前回の審議会では、女性相談所長さんからDV相談の現状・課題の説明をいただいたところである。関係資料が事前配付され、ご覧いただいているかと思うのでその内容を念頭に議事を進める。事務局から説明を願う。

(事務局説明)

(議長) 事務局の説明があったが、新DV防止計画の策定に当たり、ご意見、ご質問いただきたい。

(委員) 昨年、内閣府が16歳から24歳の若年層を対象にアンケートした結果、4人に1人が何らかの性被害に遭っているという答えであった。その数字が私は非常にショックだった。

最初にいつの年齢で深刻な被害を受けたかというアンケートには、小学生以下が約2割、18.2%で、小学校に上がる前、また小学生のときに被害に遭う。それが約2割であった。

また、続けて中学生が24%、高校生が32.7%。児童ポルノ事犯の被害者は女性が86%、男性は13%となっている。男性も性被害に遭うということが、やっとこの頃知られてきたが、男の子は性被害に遭わないとか、子どもは性被害を受けないという

ような神話がまことしやかに通っている社会だと思っている。

そして、ほとんどが知っている人からの性被害である。日本は子どもが安心して暮らすことができない社会。性被害に遭ったときに、世間は、そんな派手な格好をしていたから、いじめられる理由があったのではないかと、さらに二次被害を与えるような言葉かけをかけるということもたくさんあると思う。

被害者に全く落ち度はない。被害者は悪くないのに、被害に遭った人が自分が悪いと思うように思わされている社会だということを考えなくてはいけないと私は思っている。また、DV・デートDVを個人的なトラブルと思っている人が非常に多いと思う。先ほど、「養護教諭に任せておけばいい」という話も出たがそういう考え方である。自分関係ないと。

DVは個人的なトラブルではない。性被害や性暴力があったとき、子どもの場合は、いたずらとか、冗談だったとかと結構言う。スカートめくりとかズボン下ろしとか、そういうものは遊びだから別に大目に見ればいい、というような。そういう風潮がすごくあるし、セクハラを受けたときにも、目くじらを立てるなどか、事故だと思って早く忘れなさいとか。そういうことの積み重ねが、子どもの4人に1人が性被害に遭っているという事実につながっていると思う。

子どもの性被害もDVも、いじめもパワハラも暴力という意味では同じ。性欲が性暴力を引き起こしているわけではなく、強いと思いたい人が弱いと思わせたい人をコントロールするために暴力という手段を使う。暴力は支配の問題である。生きている限り、性暴力に関係ない人は1人もいない。私たちの社会が暴力を容認する社会であり、ジェンダー不平等の構造に加担している一人だと思う。自分も性暴力の加害者であると、そういう意識をすべての人が持つことが、DV防止基本計画の要だと私は考える。

デートDVは一つの窓口。私はデートDV予防講座を子どもたちに提供しているが、突破口の一つである。デートDVを材料に、暴力のない社会、ジェンダー平等の社会をつくりたいということが私たちの切実な思い。そのことを考えて三つ提案したい。

まず1つ目の基本目標1の3、若年層への教育及び周知啓発の推進のところ。第5次が第4次と全く同じというところに驚いた。ちょっと変えていただきたい。「学校における包括的性教育の実施」というように、「包括的性教育」と入れて欲しい。「包括的性教育」は世界基準でユネスコが発表したもの。日本は50年ぐらい遅れていると言われている。包括的性教育は、人間関係、ジェンダーの理解、暴力、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど全部含めて人権教育である。それを取り入れるということが暴力を許さない社会をつくることになると思う。

それから二つ目に、数値目標として、先ほど話した「いのちの安全教育」の実施率をパーセントで示してもらいたい。

三つ目は、「安心して相談できる環境の整備」というところについて。先ほども話に出たように、対面での相談はとてハードルが高い。電話も子どもたちには難しい。先

ほど資料3の1の5ページのところに、「誰にも相談しなかった」という人が54.2%もいる。すごい数である。半分の人がどこにも相談していない。相談できないのです。力が奪われてしまって。

6ページで、暴力を防止するためには身近な相談窓口を増やすという意見が67.3%あるが、これもすごい数。それなのに山梨県は、リアル（対面）の相談とメールと電話だけである。チャット相談を取り入れるのに、例えばであるが、私は200万円できると聞いた。何十億という予算の中で、200万円で何人もの子どもたちが救えるだろうと思う。チャットで相談したことは電話に繋がり、対面に繋がっていく。チャットはそのための入口である。SNSで相談が終わることは絶対はない。そこからが被害を受けた人がエンパワーメントしていくステップである。まずは子どもたち、若い人たちが相談しやすいところから相談に入り、そして支援に繋がって欲しい。そして、自分の人生を取り戻して欲しい。相談につなげる体制整備に当たるのか、配偶者暴力相談支援センターの機能強化に当たるのか、その区別は私にはわからないが、チャット相談について予算化し、安心して相談できる環境を作っていただきたい。この3点をよろしくお願ひしたい。

（議長）このほかにご意見があれば発言を。

（委員）私は、基本的には、「人権の尊重と男女平等の視点に立った」ということを、ぜひ、前文として入れていただきたい。そしてその中で大事なものは、学校教育を通じての子どもたちへの啓発活動だと。ここがやはり基本ではないかと感じる。

小さい頃から自分で自分のいのちを守る。困ったときにどこに相談できるかということ。そのところがないとDVにもつながっていくので、ぜひ学校教育を通じて人権の尊重と男女平等の視点で教育の充実を図り、小さいうちから子どもたちの意識を啓発させますということを計画にいられていただければありがたいと思っている。

さらには、相談の窓口の啓発である。先程のSNS、チャット相談の意見については、恐らく、「寄り添った支援」のために、まずはチャットなどを入口にしましょう、ということだと思う。その趣旨を、「寄り添った支援をしていきます」というような言葉で入れてもらえれば、子どもたちもDV被害者も放り出された感がないし、寄り添いの支援を継続しながら自立の支援をします、というような、計画を見た人が「自分はずっと助けてもらえる」と安心感を得られるような対応を盛り込んでいただければありがたいと思う。

以上、2点お願ひした。人権教育ということ。それから寄り添い支援である。ぜひご検討いただければありがたい。

（委員）何点かある。一つは、新しい法律に関わって、DV防止もしくは被害者保護の

ために働いている民間団体の掘り起こしとか育成とか、立ち上げ支援のようなことが出されていたと思う。本当は公的な補償として、DVに関わるすべてのことがケアできればそれに越したことはないかもしれない。しかし現実問題として、現場で一つ一つの被害者のケースをどうしようとして実際に動いているのが民間団体であれば、やはりきちんと、民間団体と協力してかつ支払いも含めて、経済的なことも含めて、タッグを組んでいくような仕組みづくりをしていただけると良いと思う。次の施策に対しても、得るものがたくさんあると思うのでぜひお願いしたい。

それから次に、若い人たちにアプローチをする点だが、もちろんそれ自体は全くその通りだと思う。その一方で、やはりどんなに手が届きづらくても、現役で生きている大人たちにも学ぶ機会の提供、どうやってアプローチしていくかということも考えなければいけない。先ほど加害者性の話があったが、大人である私たち自身も、このぐらいのことを言っても当たり前、相手のことを束縛しても当たり前だろうと思っていたりすると、その人たちは多分DVと聞いても、いやこれはDVとは違うから、と本気で思っている人も中にはいる。その文化的な基盤がエスカレートするところがある。特に中年以上の人たちは世の中に合わせて、男性だったら、強くなければいけない、我慢しなければいけない、頑張らなければいけないとか、女性たちも、我慢しなきゃいけない、ここまで言ったら嫌われるのでは、などと、そういうジェンダー感に捉われているところがあると思う。先ほど県職員の話の時に、私は柔らかいアプローチをと申し上げたが、それは目標を柔らかくするというのではなく、昨日までのことを一つ変えてみようかなと思えるような、話し合いながら、学び合える場というのが必要だということ。その学びの場が、直接的に明日のDVを1つ減らすことにはなるかはわからないが、長い目で見たときに、山梨県全体にジェンダー差別が横行している状態を変えていけると。そういう「意識づくり」を計画に入れていただけると嬉しいと思う。

(委員) 今年には刑法改正があり、性暴力に関しては大きく転換した年だったと思う。どう抵抗したかとか、いかに抵抗ができなかったかということ被害者が自分で説明するのではなくて、ノーはノー、同意を得なければならないということ、多く加害者になり得る男性に求め転換ができそうな状況になっていると思う。

今までのご意見にももちろん私も賛成で、被害者の支援は当然充実をさせていくべきである一方で、学校教育や社会教育、或いは啓発を通じて、加害者に対してノーはノー、同意を常に取っていく必要があるということ、相手の立場に立ちながら同意を得ていくプロセスが、性暴力に限定せずに性的な関係の中ではより強く求められるということ、を啓発していく必要があると考える。

(事務局) これまで皆様にいろいろご意見を頂戴したところ。男性も女性も、互いに性差を十分に把握しながら、人権を尊重して、相手に対する思いやりを持って進めていく

ことが男女共同参画社会の実現に資するものだというふうに考えている。これまでいろいろご意見いただいたものを次のDV防止計画に活かせるよう検討していきたいと考えている。貴重なご意見に感謝する。

(議長) 委員から出された意見等については、今後、関係各所と協議のうえ、計画の素案作成作業の中で検討をお願いしたい。12月頃予定している第2回審議会で、計画素案の審議をいただく。皆様よろしくをお願いしたい。

(4)その他

(議長) その他として、議事全般においてご意見、ご質問は。

(委員) 議事全体に対してだが、今回、事前に資料をお送りいただいたことが、今回とても良かった。ただ、そうするとやはり説明を割愛される部分があるともったいないと思う。これもあれも聞きたいということがまた私だけでなくいろいろ意見があると思う。それについても後々でもお答えいただきたい。

もう1点、傍聴席が限られているが、例えばもう少し広い場所で開催するとか或いは希望した人にオンラインで公開するなど、工夫をしていただけるとありがたい。

(委員) この審議会の中に、今日は女性相談所長さんや男女共同参画推進センターの方が来てくださっている。他にも例えば県の教育委員会の方が入っていると思う。ほかにも関係機関があるはず。警察などもメンバーとして名前が連ねてあったと思うが。

この場に教育委員会として、教育長さんでないとしても、義務教育課長さんなどが聞いていたらどう感じるのか私は知りたい。警察の方も来てもらってれば、警察が救えなかった、警察に相談していたのに殺されてしまったというようなデートDVの事件がついこの間も横浜であったが、どう警察の方が感じるのかと、名前がちゃんと委員としてあるので、ぜひそういういろいろな部署の方、1人でも良いので来ていただきたいと。次はお願いしたい。

(議長) その他何かご意見は。

(事務局) 大変貴重なご意見を伺い考えるところがあった。やはり知らない、切実度がわからないというところもあろうかと思うので、委員のご意見にもあったように、例えば教育委員会、警察の担当者にも声掛けし、出席できるようにであればお願いするなど考えたいと思う。

先ほどもお話があったが、どうしても限られた時間の中では説明しきれないところが

あり、割愛させていただいているところがある。そのため何か気が付くことがあれば、個別対応となるが別途問いかけていただいて、お答えをさせていただくようなこともしたいと考えるし、ご意見いただいたものをうまく施策に反映できるものがあれば、していきたいとも考える。

行政は、民間と違って、どうしてもテンポが遅くなることがあるが、きちっと受けとめるものは受けとめなければいけないという姿勢で臨みたいと考えているので、そこはぜひご意見をいただければと考えている。今後ともぜひよろしくお願いしたい。

(議長) 資料については、活発な議論のため今後も事前配布をお願いしたい。
以上を持って本日の議事を終了とする。